
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

〈第111号〉 2025年7月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■-- 目 次 --■-----

- 【1】「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター
(岸和田商工会議所ビジネスセンター)」の無料経営相談を
ご利用ください(市)

- 【2】販路拡大を支援します(市)

- 【3】産業人材の育成を支援します(市)

- 【4】創業者の販路開拓を支援します(市)
※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

- 【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します(市)
【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象!】

- 【6】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します(市)

- 【7】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します(市)

- 【8】Geminiの衝撃を体験! AI活用ライブセミナー(商工会議所)

- 【9】 ハローワーク徹底活用術 求人票の書き方講座（商工会議所）
- 【10】 スポットワーカー活用セミナー（商工会議所）
- 【11】 中小企業展示商談会出展支援事業補助金
～京阪神地域で開催される BtoB の展示商談会の出展小間料金の一部を補助します～（府）
- 【12】 制度をリニューアル！複数回の受賞やオンラインでの応募が可能に！
「大阪ものづくり優良企業賞 2025」の募集を開始しました（8/12 締切）（府）
- 【13】 中小企業退職金共済（中退共）制度のおしらせ（国）
- 【14】 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内（国）

■-- 各 情 報 --■-----

【1】-----

「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター
(岸和田商工会議所ビジネスセンター)」の無料経営相談を
ご利用ください(市)

岸和田商工会議所ビジネスセンターは、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが「何
度でも無料で」利用できる公的な経営相談所です。

ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って事業を上向きに
する方法を提案し、伴走支援します。会社や商品の魅力を見える化する専門家や、
SNS やホームページなど情報発信に強いアドバイザーが、課題に応じた具体的なア
ドバイスを提供します。

- * 売上を伸ばしたい
- * 販路を開拓したい
- * 起業したい
- * 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、ぜひ岸和田商工会議所ビジネスセ
ンターにご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームからご予約・お問い合わせ
をお願いします。

【電話】072-447-5014

【申込フォーム】<https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】<https://kishi-biz.jp/>

【2】-----

販路拡大を支援します(市)

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会へ

の出展など、その費用の一部を補助します。

※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。

※販売を伴わないものに限ります。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・ 木材商品販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】 -----

産業人材の育成を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修を受講
- ・ 製造業事業者が、品質管理の知識習得とスキルアップための研修を受講

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】 -----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 創業希望者が、不動産会社を法人として設立
- ・ 飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・ 産業競争力強化法第2条31項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・ 岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・ 過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・ 対象外業種でないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
 - ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）
- ※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのICカードリーダーを導入
- ・製造業事業者が、生産管理システムを最新OSに適合するよう改修
- ・製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントPCシステムを増設
- ・飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入

- ・プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・木材加工事業者が、HP管理のためのCMSソフトを導入
- ・電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したCADソフトを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのPCを導入

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】 -----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ

支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、5万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】 -----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事

業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ 漁業／水産加工事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 廃棄物処理事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 通信機器販売事業者が、省エネ診断を受け、高効率照明(LED)に入替

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 省エネ診断・省エネ支援を令和5年度以降に受けていること
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、
各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

Gemini の衝撃を体験！ AI 活用ライブセミナー（商工会議所）

セミナーの中で、生成 AI を活用したデータ分析を実演します！
Google10 倍活用のプロが教えるこの日だけのセミナーで、驚くほど理解が深まります。

【日時】令和 7 年 7 月 8 日（火）14:00～16:00

【会場】岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】無料

【講師】平塚 知真子 氏（イーディーエル株式会社代表取締役社長）

【内容】

様々な経営課題や業界の情報をもとに、生成 AI がリアルタイムでデータを分析します！

この日だけのライブ AI デモをご覧くださいことで、活用のイメージなどが 120 分で驚くほど理解が深まります。

経営者と現場担当者の 2 名以上のご参加を推奨します。

※当日は DX を直接体験いただけますので、ぜひノート PC をご持参ください。

【申込方法】下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-11912/>

【問い合わせ先】

岸和田商工会議所（担当：高野）

TEL：072-439-5023

【9】-----

ハローワーク徹底活用術 求人票の書き方講座（商工会議所）

採用難時代の求人募集で大切なことは「どこに出すか？」よりも「だれに・なにを・

どう伝えるか？」です。

本セミナーで「選ばれる求人票」を作成し、採用難のこの時代を乗り越えましょう！

【日時】令和7年7月9日（水）14:00～16:00

【会場】岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】無料

【講師】野間 信行 氏（Office Heart Rock 代表）

【内容】

- 1) 多様化する求人メディア 人材採用の現状と課題
- 2) 求職者に響く求人票作成のポイント・テクニック
- 3) 伝えたい「自社で働く魅力」はなに？ 求人票作成ミニワーク
- 4) 意外と知らないハローワーク活用術！ 求人掲載の仕組みとルール
- 5) より良い採用活動と「定着」に向けて今すぐに行えること

【申込方法】下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/study/event-11917/>

【問い合わせ先】

岸和田商工会議所（担当：高野）

TEL：072-439-5023

【10】-----

スポットワーカー活用セミナー（商工会議所）

「スポットワーカーって名前は聞くけどよくわからない…」

「どの仕事を依頼できる？準備は？」など、

スポットワーカーに関する疑問にお答えするほか、スポットワーカーの活用をイメージできるグループワークなどを行います。

【日時】令和7年7月15日（火）14:00～16:00

【会場】泉佐野商工会議所（泉佐野市市場西 3-2-34）

【受講料】無料

【講師】山口 紗弥 氏（株タイミー）

【内容】

- 1) 1100 万人が不足？現在の労働市場
- 2) 派遣社員とスポットワーカーの推移
- 3) スポットワーカーの活用が増えている理由
- 4) 今後の人材獲得手法
- 5) どんな業界で使えるの？幅広い活用事例について

【申込方法】下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-11923/>

【問い合わせ先】

岸和田商工会議所（担当：高野）

TEL：072-439-5023

【11】-----

中小企業展示商談会出展支援事業補助金

～京阪神地域で開催される BtoB の展示商談会の出展小間料金の一部を
補助します～（府）

大阪・関西万博の開催年であり、国内外からの来阪者の増加が見込まれ、ビジネス
機会の拡大が期待される令和 7 年度に、京阪神地域の展示商談会に出展し、自社の
新たな販路拡大に取り組む府内中小企業者に対して、補助を行います！

【対象展示商談会】

- 1) 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 8 日に開催初日を迎えるもの
 - 2) 大阪府・京都府・兵庫県で対面形式で開催されるもの
 - 3) BtoB を対象とし、主たる開催目的が商談であるもの
 - 4) 広く一般に出展者を募集し、募集要項等が公表されているもの
- ※そのほか、募集要項に定める要件をすべて満たす必要があります。

詳細はHPをご覧ください。

【対象経費】

展示商談会の出展小間料

【補助額】

10万円～78万円(補助率2/3)

※補助下限があります。詳細はHPをご覧ください。

【申請期間】

令和7年6月16日(月)～令和7年10月31日(金)17時

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

【HP】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/mono/syuttenshien-rinji.html>

【問い合わせ先】

中小企業展示商談会出展支援事業コールセンター

電話番号：0120-781-120

開設時間：9時～17時(土・日・祝を除く)

【12】 -----

制度をリニューアル！複数回の受賞やオンラインでの応募が可能に！
「大阪ものづくり優良企業賞 2025」の募集を開始しました(8/12 締切)(府)

「大阪ものづくり優良企業賞」は、高い技術力を有し、QCD等に優れた府内ものづくり中小企業を顕彰する制度で、これまで1,005社が受賞されています。
受賞企業は、大阪の「ものづくり看板企業」(匠企業)として、府がプロモーションを行うとともに、大阪のものづくりを盛り上げる活動にご協力いただきます。
万博を契機に、大阪のものづくりのブランドをさらなる高みに引き上げるため、現在「匠企業」となっている企業の皆様も再度受賞が可能となるなど、2025年度から制度をリニューアルしておりますので、ぜひご応募ください！

募集期間中には、制度や応募書類の記載方法に関する説明会や、対面での応募書類の作成支援を実施しますので、ぜひご参加ください。

(※全て事前予約制)

制度の詳細や申請方法等については、下記ホームページをご覧ください。

【対象】

大阪府内に本社を有する中小企業者であり、業種が製造業又は組込ソフトウェア業であること

【主な応募書類の作成支援】

1) 説明会：7月4日(金)、7月18日(金) 各日 15:00~16:30 (事前予約制)

2) 対面での相談：6月6日~7月25日の毎週金曜日

※1)、2)の会場は、クリエイション・コア東大阪(MOBIO)です。

※予約方法はホームページをご確認ください。

※その他、7月31日(木)までは、メール・電話での応募書類作成に関する相談も受け付けますので、下記【問い合わせ先】までご相談ください。

【締切】令和7年8月12日(火)

【主催】大阪中小企業顕彰事業実行委員会

(構成団体：大阪府(事務局)、大阪府商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、公益財団法人大阪産業局、地方独立行政法人大阪産業技術研究所)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keizaikoryu/yuryokigyosho/index.html>

※該当しない場合は空欄で構いません。

【問い合わせ先】

担当(主催)：大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課
販路開拓支援グループ

電話番号：06-6748-1066

メールアドレス：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ：URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keizaikoryu/monodzukuri/index.html>

【13】 -----

中小企業退職金共済（中退共）制度のおしらせ（国）

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

<制度のメリット>

- ▼掛金の一部を国が助成
 - ▼掛金は全額非課税で、手数料不要
 - ▼パートタイマーや家族従業員も加入OK
 - ▼外部積立型で管理が簡単
 - ▼他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能
- ※一部対象外となる場合があります。

○詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○オンラインによる制度説明会を実施しています。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/index.html>

○パンフレットもご覧いただけます。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/download/>

【問い合わせ先】

中退共本部

TEL : 03-6907-1234

【14】 -----

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内
（国）

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の

促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。
ぜひご活用ください。

2025 年度の申請について

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001467917.pdf>

※令和 7 年度の交付申請は、令和 7 年 4 月 1 日から受付を開始しています。交付申請の受付は、令和 7 年 11 月 28 日（※）までです。

（※）本助成金は予算に制約されるため、令和 7 年 11 月 28 日以前に予告なく交付申請の受付を締め切る場合があります。

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。